

陸前高田市市制施行 70 周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、陸前高田市市制施行 70 周年記念冠事業の取扱いを定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、冠事業とは、陸前高田市市制施行 70 周年記念冠事業である旨を事業の名称に冠して実施するもので、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるもの（以下、「冠事業」という。）をいう。

- (1) 陸前高田市に関係する団体又は法人が主催する事業であるもの
- (2) 公序良俗に反しないもの
- (3) 暴力団との関係がないもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としないもの
- (5) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜しないもの
- (6) 営利を目的としないもの
- (7) その他市長が適当と認めるもの

(期間)

第 3 条 冠事業の承認期間は、令和 9 年 3 月末までとする。ただし、期間が限定されているときは、当該承認期間を短縮することができる。

(申請)

第 4 条 冠事業を実施しようとするもの（以下「申請者」という。）は、陸前高田市市制施行 70 周年記念冠事業使用申請書（様式第 1 号）に必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(承認)

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請を審査し、陸前高田市市制施行 70 周年記念冠事業使用承認（不承認）書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(取消し)

第 6 条 市長は、前条の承認が冠事業として適当でないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の取消しにより、申請者（主催者を含む）に損害が生じた場合、市は当該損害を賠償しないものとする。